

法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

四国電力株式会社

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.yonden.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連 結 注 記 表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 9社

(株)S T N e t, 四国計測工業(株), 坂出L N G(株), 四電エンジニアリング(株), 四電ビジネス(株),
(株)四国総合研究所, 四電エナジーサービス(株), (株)四電技術コンサルタント,
S E P International Netherlands B. V.

非連結子会社 8社

(株)ケーブルメディア四国, ケーブルテレビ徳島(株), 四国航空(株), テクノ・サクセス(株),
(株)よんでんライフケア, 伊方サービス(株), (株)よんでんメディアワークス, 颯娃風力発電(株)

非連結子会社は, その総資産, 売上高, 当期純損益, 利益剰余金等の規模からみて, これらを連結の範囲から除いても, 連結計算書類に及ぼす影響に重要性がない。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社8社及び関連会社12社のうち, 関連会社(株)四電工に対する投資について, 持分法を適用している。

持分法を適用しない関連会社は次の11社である。

土佐発電(株), 三崎ウィンド・パワー(株), (株)大川原ウインドファーム, 橘火力港湾サービス(株),
YN Energy Pty Ltd, S4 Chile SpA, 四変テック(株), エコ・テック(株), (株)宇多津給食サービス,
(株)徳島市高P F I サービス, (株)松山学校空調P F I サービス

持分法適用外の非連結子会社8社及び関連会社11社は, それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり, かつ, 全体としてもその影響に重要性がない。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

b たな卸資産

発電用燃料及び電力量計	総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法)
未成工事支出金	個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法)
その他のたな卸資産	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	主として定率法
無形固定資産	定額法

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性に基づき、回収不能見込額を計上している。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a 当社企業集団の主たる事業は電気事業であるため、連結計算書類の用語及び様式については、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて記載している。

b 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づいて計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主として発生連結会計年度に費用処理している。

数理計算上の差異は、主として発生連結会計年度の翌連結会計年度に一括費用処理している。

c 原子力発電施設の資産除去債務の費用計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項（特別の法令等により除去に係る費用を適切に計上する方法がある場合）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に従い、費用計上している。

d 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固

定資産及び資産除去債務相当資産を除く。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額については、「電気事業会計規則」により、経済産業大臣の承認に係る申請書を提出のうえ、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することとしている。また、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、同承認を受けた日以降、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

e 使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

平成28年10月1日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号、以下「改正省令」という。）が施行された。

従来、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用については、原子力発電所の運転に伴い発生した使用済燃料のうち、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用を使用済燃料再処理等引当金として、また、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用を使用済燃料再処理等準備引当金として計上してきたが、同改正法施行日以降、改正法第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上している。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、改正法に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより、原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。

これに伴い、平成28年度第3四半期に使用済燃料再処理等積立金95,876百万円及び使用済燃料再処理等引当金103,697百万円を取り崩したうえで相殺し、差額については、その他固定負債等へ振り替えた。また、使用済燃料再処理等準備引当金9,294百万円を1年以内に期限到来の固定負債へ振り替えた。

また、平成17年度に実施した引当金計上基準の変更に伴い生じた差異の未償却残高9,715百万円については、平成31年度までの間、各年度均等額を改正省令附則第4条に基づき、使用済燃料に係る拠出金として納付し、電気事業営業費用として計上する。なお、改正法施行前における見積差異は改正法施行により認識しない。

f 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

g 連結納税制度を適用している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①当社の総財産は、社債・㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

(担保付債務)

社債 (1年以内に償還すべき金額を含む)	379,977百万円
㈱日本政策投資銀行借入金 (1年以内に返済すべき金額を含む)	14,370百万円
債務履行引受契約により譲渡した社債	90,000百万円

②連結子会社の出資の一部には、出資会社における借入金に対して担保が設定されている。

(担保資産)

その他 (投資その他の資産)	17百万円
----------------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,418,608百万円

(3) 保証債務等

①保証債務

日本原燃㈱

社債・㈱日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務 49,554百万円

ラス・ギルタス・パワー・カンパニー

㈱国際協力銀行ほかからの借入金に対する保証債務 875百万円

アル・サワディ・パワー・カンパニー

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクほかからの借入金に対する保証債務 661百万円

アル・バティナ・パワー・カンパニー

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクほかからの借入金に対する保証債務 628百万円

四国航空㈱

㈱日本政策金融公庫からの借入金に対する連帯保証債務 104百万円

従業員

従業員の持家財形制度による㈱みずほ銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務 12,956百万円

計

64,780百万円

②社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

[銘柄]

[債務の履行引受金融機関]

第230回	㈱みずほ銀行	30,000百万円
第232回	㈱三菱東京UFJ銀行	20,000百万円
第233回	㈱みずほ銀行	20,000百万円
第235回	㈱三菱東京UFJ銀行	20,000百万円

計

90,000百万円

- (4) 会社法以外の法令の規定による引当金
 湯水準備引当金は、湯水準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）に基づく引当金である。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末の株式数 223,086千株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成28年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,151百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	20円
(ハ) 基準日	平成28年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成28年6月29日

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,151百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たりの配当額	20円
(ニ) 基準日	平成29年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成29年6月29日

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

電気事業の設備投資等に必要な資金を社債及び借入金により調達しており、有利かつ長期安定資金の調達を基本方針としている。また、短期的な運転資金を、主にコマーシャル・ペーパーにより調達している。

一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産にて運用している。

有価証券は、電気事業の安定的・効率的な運営に資する目的で関係する企業の株式等を保有しており、事業環境や出資先企業の変化に応じて適宜保有の見直しを行っている。

売掛金は、大半が電気料金に係るものであり、個別管理している。

デリバティブは、実需取引に基づいて発生する原債権・債務や今後の予定取引に係る金利変動リスク・為替変動リスク等を回避するために利用している。また、デリバティブ取引先は信頼度の高い金融機関に限定している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①有価証券			
その他有価証券（＊１）	15,574	15,574	—
②現金及び預金	42,518	42,518	—
③受取手形及び売掛金	85,011	85,011	—
資 産 計	143,104	143,104	—
①社債（＊２）	379,977	394,842	14,864
②長期借入金（＊２）	309,778	320,268	10,489
③短期借入金	18,000	18,000	—
④支払手形及び買掛金	33,635	33,635	—
負 債 計	741,391	766,746	25,354
デリバティブ取引計（＊３）	11,446	11,446	—

（＊１） その他有価証券は、連結貸借対照表上、長期投資に含まれている。

（＊２） 社債及び長期借入金には、１年以内に返済予定のものを含めて記載している。

（＊３） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①有価証券

取引所の価格によっている。

②現金及び預金、③受取手形及び売掛金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負 債

①社債

市場価格に基づき算定している。

②長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定している。

③短期借入金、④支払手形及び買掛金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額32,318百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「①有価証券 其他有価証券」には含めていない。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,474円31銭
1株当たり当期純利益	55円11銭

個 別 注 記 表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①長期投資のうちの有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②関係会社長期投資のうちの有価証券……………移動平均法による原価法

③貯蔵品

発電用燃料及び電力量計……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法)

その他の貯蔵品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

無形固定資産……………定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性に基づき、回収不能見込額を計上している。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生事業年度に費用処理している。

数理計算上の差異は、発生事業年度の翌事業年度に一括費用処理している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

①電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則が「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第50号及び平成28年経済産業省令第94号）により改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

②原子力発電施設の資産除去債務の費用計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項（特別の法令等により除去に係る費用を適切に計上する方法がある場合）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に従い、費用計上している。

③原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額については、「電気事業会計規則」により、経済産業大臣の承認に係る申請書を提出のうえ、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することとしている。また、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、同承認を受けた日以降、料金回収に依じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

④使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

平成28年10月1日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号、以下「改正省令」という。）が施行された。

従来、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用については、原子力発電所の運転に伴い発生した使用済燃料のうち、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用を使用済燃料再処理等引当金として、また、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用を使用済燃料再処理等準備引当金として計上してきたが、同改正法施行日以降、改正法第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、改正法に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより、原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。

これに伴い、平成28年度第3四半期に使用済燃料再処理等積立金95,876百万円及び使用済燃料再処理等引当金103,697百万円を取り崩したうえで相殺し、差額については、雑固定負債等へ振り替えた。また、使用済燃料再処理等準備引当金9,294百万円を1年以内に期限到来の固定負債へ振り替えた。

また、平成17年度に実施した引当金計上基準の変更に伴い生じた差異の未償却残高9,715百万円については、平成31年度までの間、各年度均等額を改正省令附則第4条に基づき、使用済燃料に係る拠出金として納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上する。なお、改正法施行前における見積差異は改正法施行により認識しない。

⑤消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑥連結納税制度を適用している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社の総財産は、社債・(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	379,977百万円
(株)日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	14,370百万円
債務履行引受契約により譲渡した社債	90,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,314,237百万円

(3) 保証債務等

①保証債務

日本原燃(株)

社債・(株)日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務 49,554百万円

ラス・ギルタス・パワー・カンパニー

(株)国際協力銀行ほかからの借入金に対する保証債務 875百万円

アル・サワディ・パワー・カンパニー

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・
バンクほかからの借入金に対する保証債務 661百万円

アル・バティナ・パワー・カンパニー

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・
バンクほかからの借入金に対する保証債務 628百万円

四国航空(株)

(株)日本政策金融公庫からの借入金に対する連帯保証債務 104百万円

従業員

従業員の持家財形制度による(株)みずほ銀行ほかからの借入金に対する
連帯保証債務 12,941百万円

計

64,765百万円

②社債の債務履行引受契約に係る偶発債務		
[銘柄]	[債務の履行引受金融機関]	
第230回	㈱みずほ銀行	30,000百万円
第232回	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	20,000百万円
第233回	㈱みずほ銀行	20,000百万円
第235回	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	20,000百万円
計		90,000百万円
(4) 関係会社に対する長期金銭債権		
関係会社に対する短期金銭債権		51,864百万円
関係会社に対する短期金銭債務		7,961百万円
関係会社に対する短期金銭債務		34,422百万円
(5) 附帯事業に係る固定資産の金額		
ガス供給事業	専用固定資産	346百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	246百万円
	ガス供給事業合計額	592百万円
熱供給事業	専用固定資産	1,421百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	21百万円
	熱供給事業合計額	1,442百万円
電気温水器賃貸事業	専用固定資産	740百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	347百万円
	電気温水器賃貸事業合計額	1,087百万円
(6) 会社法以外の法令の規定による引当金		
剰余金準備引当金は、剰余金準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）に基づく引当金である。		

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額	収益	2,443百万円
関係会社との営業取引以外の取引高の総額	費用	96,726百万円
		4,285百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	15,519千株
------------------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	13,673百万円
資産除去債務	9,509百万円
繰越欠損金	8,088百万円
退職給付引当金	4,300百万円
その他	15,808百万円

繰延税金資産小計	51,380百万円
評価性引当額	△ 7,578百万円

繰延税金資産合計	43,802百万円
----------	-----------

繰延税金負債

原子力廃止関連仮勘定	△ 6,013百万円
繰延ヘッジ損益	△ 3,210百万円
その他有価証券評価差額金	△ 1,806百万円
その他	△ 704百万円

繰延税金負債合計	△ 11,735百万円
----------	-------------

繰延税金資産の純額	32,066百万円
-----------	-----------

6. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円) (注3)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	坂出LNG㈱	(所有) 直接 70.0	兼任2人	L N G 基 地 運営管理業務	資金の貸付(注1)	—	関係会社 長期投資	16,997
					利息の受取(注1)	423	—	—
関 連 会 社	㈱ 四 電 工	(所有) 直接 32.4	兼任2人	配電工事, 送 電工事, 電気 設 備 工 事 の 委託	送配電設備等の建設 (注2)	20,023	関係会社 短期債務	2,066
					送配電設備等の保守委託 (注2)	16,313		1,876

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付けについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、担保は受け入れていない。

(注2) 取引相手から提示された価格及び当社から提示した価格により、毎年度交渉の上決定している。

(注3) 関係会社短期債務の期末残高には、消費税等が含まれている。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,329円41銭
1株当たり当期純利益	39円64銭

8. 連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制を適用している。

9. その他の注記

(地帯間販売電力料等に関する電気事業会計規則の変更)

平成28年4月1日に「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第50号、以下「改正省令」という。)が施行され、「電気事業会計規則」が改正された。

これにより、従来、地帯間販売電力料・地帯間購入電力料に計上していた取引のうち、同施行日以降、一般送配電事業者間の取引以外の取引については、他社販売電力料及び他社購入電力料に計上することとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

また、これに伴う損益への影響はない。

(退職給付に係る連結会計処理との相違)

当事業年度に発生した数理計算上の差異は、貸借対照表上、翌事業年度に一括計上しており、連結計算書類における会計処理方法と異なっている。

以 上

MEMO

